

## 令和5年第4回教育委員会会議

令和5年3月22日

午前 9時30分 開会

### 1 開会宣言

○廣瀬教育長 では、ただいまから令和5年第4回教育委員会会議を開会いたします。

会期は本日限りといたします。

本日の会議の欠席者を教育総務課長から報告をお願いします。

○杉本教育総務課長 本日、数馬委員が後ほど遅れて参加となります。

以上でございます。

○廣瀬教育長 傍聴者はお見えですか。

○伊藤教育総務課主幹 傍聴者はありません。

### 2 会議録の承認

○廣瀬教育長 さきにお渡ししてあります、令和5年第1回及び第2回の会議録について何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 それでは、承認といたします。

### 3 会議録署名者の決定

○廣瀬教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として、鈴木委員と数馬委員とでお願いしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議ないようですから、提案どおり決定をいたします。

### 4 議事

○廣瀬教育長 これより議事に入ります。

本日の議事は、議案4件、報告事項2件ですが、報告事項、本市におけるいじめ事案に

つきましては、個人情報を含む案件であるため非公開で報告し、参加者は副教育長、教育監、政策推進監、教育総務課長、学校教育課長、指導課長、教育支援課長、人権・同和教育課長としたいと思います。

皆さん、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**廣瀬教育長** 御異議がないようですから、後ほど非公開にて報告をいたします。

#### (1) 議案

##### 議案第11号 四日市市教育委員会の所管に係る四日市市情報公開条例施行規則及び四日市市個人情報保護条例施行規則の一部改正について

○**廣瀬教育長** それでは、議案第11号、四日市市教育委員会の所管に係る四日市市情報公開条例施行規則及び四日市市個人情報保護条例施行規則の一部改正についての説明をお願いします。

○**杉本教育総務課長** 教育総務課、杉本です。よろしくお願いたします。

それでは、資料4ページからお願いいたします。

議案第11号の四日市市教育委員会の所管に係る四日市市情報公開条例施行規則及び四日市市個人情報保護条例施行規則の一部改正についてでございます。

まず、改正の背景です。

令和5年4月1日にいわゆるデジタル整備法が施行され、個人情報の保護と、それからデータ流通の両立に必要な統一ルールを法律により規定するため、個人情報の保護に関する法律が改正されることとなります。

図を御覧ください。

矢印の左側がこれまでの、右側が令和5年4月からの個人情報の保護体系となります。これまでですと、例えばですが、ピンク色、国の機関につきましては行政機関の個人情報保護法、それから、自治体の場合、緑色の部分ですけれども、地方公共団体は各自治体の個人情報保護条例のように、それぞれ別の法令で規定をされておりました。今回の改正によりまして、これらの法律や条例が、矢印右側の青色の部分、改正の個人情報保護法に一本化されることとなったものです。

そこで、本市におきましても、個人情報の取扱いや個人情報の開示などを請求する権利等につきましても、令和5年4月以降はこの一本化された法律が適用されることとなるた

め、関係する規則の題名及び準用規定を改正するものでございます。

資料の3ページは、その題名、それから、準用規定の改正案でございます。いずれもこれまでの条例となっていた部分が法律というふうに置き換わっていくものとなります。

説明は以上でございます。

○廣瀬教育長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいですか。

○伊藤委員 これは、いわゆる今までの法の制度そのものが縦割りだったものを一本化するような形になるということなので、特に教育委員会所管に関するものの個人情報の取扱いであるとかという内容的なことについては何ら変わりはないということではないでしょうか。

○杉本教育総務課長 そのとおりでございます。教育委員会の個人情報の取扱いは、市長部局、市の取扱いに準じて同じように取り扱っておりまして、この法律に変わった後もこれまでどおりの形で、後退することがないような取扱いということでやってまいりたいと思います。

○伊藤委員 分かりました。

○廣瀬教育長 ほか、よろしいですか。

御異議なければ、原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 では、承認いたします。

議案第12号 四日市市中学校給食推進室の設置に関する規則の廃止について

議案第13号 四日市市学校給食センター処務規程の制定について

議案第14号 四日市市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

○廣瀬教育長 続いて、議案第12号、四日市市中学校給食推進室の設置に関する規則の廃止について、議案第13号、四日市市学校給食センター処務規程の制定について、議案第14号、四日市市教育委員会事務局処務規則の一部改正についての説明をお願いします。

○稲垣学校教育課長 学校教育課、稲垣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

33分の5ページからお開きください。よろしくお願いいたします。

まず、第12号議案。本議案は、令和5年度四日市市給食センターの設置に伴い、既存の四日市市中学校給食推進室の設置に関する規則を廃止するというものでございます。

廃止の背景、内容、施行期日につきましては、6ページを御覧いただきまして御確認いただければと思っております。学校教育課の中間組織である中学校給食推進室の廃止が認められたことによるものでございます。

続いて、7ページ。

議案第13号、こちらにつきましては、関連で、本議案は令和5年4月からスタートする四日市市学校給食センターの処務について必要な事項を定めるものです。

第2条には所管が学校教育課であること、第5条には所長の専決事項等が記されてございます。

次のページをめくっていただきまして、9ページには、その制定の背景、内容、施行期日が記載されてございます。これも同様に、学校教育課の中間組織として、今度は学校給食センターの設置が認められたことにより、それに必要な規程を制定するものでございます。

続いて、10ページを御覧ください。

これも第12号、13号関連です。議案第14号としまして、本議案は、教育委員会事務局の処務規則を一部改正するものでございます。

改正は、第6条、事務分掌、学校教育課の所管の中学校給食推進室が学校給食センターへと改正するものでございます。

次のページ、11ページには、改正の背景、内容、期日が記載してございます。

先ほどの12号、13号議案同様、学校教育課の中間組織である中学校給食推進室が廃止され、同じく中間組織として学校給食センターを設置することによるものでございます。

以上で説明を終わります。

○廣瀬教育長 議案第12、13、14号についての説明をいただきましたが、御質問等はありませんでしょうか。

御異議なければ、原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 では、承認といたします。

## (2) 報告

### 1 令和5年2月定例会月議会の経過について

○廣瀬教育長 続いて、報告事項に入ります。

令和5年2月定例月議会の経過についての説明をお願いします。

○磯村副教育長 2月の定例月議会について、私から報告をさせていただきます。

御覧のとおり、資料はかなりボリュームがございまして、これを全て逐一御説明を差し上げると、お時間の都合もございまして、ポイントのみ御説明をさせていただき、委員の皆さんからの質疑のお時間を尊重させていただきたいと思っておりますのでお願いをいたします。

資料33分の13ページ、14ページを御覧ください。こちらには代表質問の答弁要旨が書いてございます。

2月の議会では、市の施策全般につきまして議会の各会派の代表が質問を行い、それに対して市長が答弁するというものがございます。それが代表質問です。その中で、教育委員会に関連する質疑についてまとめさせていただいております。

質問の内容的には、インクルーシブ教育について、夜間中学、あと、不登校への対応、給食の無償化、14ページに行ってくださいまして、医療的ケア児の支援、部活について質問と答弁がございました。内容については、これまでの一般質問とかぶる部分もございますが、あえて代表質問で市長へ問うというような形で質問されたものも多くございました。概要については記載のとおりでございます。

次に、33分の15ページ、こちらからはいつもの定例月議会でございます、一般質問の内容についてまとめたものでございます。

内容につきましては、様々ございましたが、学校給食、特に給食費については複数の議員から御質問があり、答弁をさせていただいております。そのほか、少人数授業ですとか学校規模等適正化、避難所における教室の活用、学校指定物品の販売方法などについて質問がございまして、答弁をさせていただいております。概要についてはこちらに記載のとおりでございます。

次に、33分の19ページを御覧ください。こちらは予算常任委員会の教育民生分科会での質疑応答です。

順に見てまいります、まずは奨学金制度について。ページをめくっていただきまして、教員数の不足について。その下で、学校指定用品の販売方法と学校給食費の無償化について質疑がございました。

続きまして、33分の21ページですが、新教育プログラムについて、チーム学校について。次、めくっていただきまして、いじめ相談アプリによる相談事業について、次のペ

ページ、33分の23ページですが、部活動サポート事業について。特にこの辺りでは、部活動については各議員も大変興味を示していらっしゃるしまして、在り方検討委員会の予算が7万5,000円しかついていないがこれでいいのかと、もっと本腰を入れてやれというような後押しもいただいております。

ページをめくっていただいて、33分の24ページ、不登校対策、インクルーシブ教育、25ページには電子図書館。電子図書館は全く新規の事業でありますので、こちらも、様々、1ページ丸々使っているぐらいいろいろな御意見を頂戴しましたが、おおむね前向きの御意見だったかなというふうに思っております。全く新しい事業ですので、中身についての細かな確認というような形の質問が多かったように思っております。

そして、33分の26ページ、こちらは30周年を迎えます博物館の特別展示について、地元の作家の掘り起こしてみたいなどの御評価をいただいたのかなと思っております。これは記載のとおりでございます。

総じて、どれもさらに進めていくようにという肯定的な御意見が多く、議員たちもどの案件につきましても興味を大変示していただいております、議員間の議論も大変熱心に行っていたのかなと思っております。

続きまして、33分の27ページ、こちらは補正予算の案件についてです。それぞれ質問がございましたが、そのほか、33分の28ページからは条例の改正等の議案についてを議論していただいております。内容につきましては、省略させていただきますが、御覧のとおりでございます。

最後に、報告案件としまして33分の30ページです。学校規模等適正化について報告をいたしました。

議員によっては小規模校を否定的に捉える議員もあられ、肯定的に捉えられる議員もあられ、様々な御意見ではございましたが、昨今のICTの学校での活用とか部活の地域移行など教育の環境が変わってきている中、学校規模等の適正化についても考え方を変えていく部分があるという点については皆さんに御理解をいただけたのかなとは思っております。

次に、33分の32ページ、33ページのところですが、こちらは、実を申しますと、教育委員会の事業ではございません。上下水道局の事業でしたので事前に御報告をしておりますでしたが、水道水のPRのために小学校に水飲み場を設置するという事業が上下水道局から当初予算に計上されておまして、教育委員会としても、学校の運営に支障が

なければ協力をということ、協力することとしておりました。そこで、都市環境分科会というのがまた教民とは別にある委員会があるんですけども、そちらでこれがかなり話題となりまして、予算常任委員会の分科会へ急遽教育長も呼ばれてきて答弁を求められまして、最終的には、予算常任委員会の全体会でも教育委員会質疑をなされることとなりました。

そこで、そもそもは水飲み場を設置するという予算の計上ではあったんですけども、そもそも水飲み場の設置以前に、学校で水道水を飲むことについて、水道水をそのまま子どもたちが飲めるのかどうかについての議論になりまして、その辺り、教育委員会から、これまでの経緯と現状を説明させていただきました。それについては一定御理解はいただけたかと思います。

ただし、結論としては、学校にPRのものをつくっていくというのはどうだということも論のところで予算が否決をされまして、結果的には水飲み場は設置されないということに落ち着きました。

報告は以上でございます。

**○廣瀬教育長** たくさんの報告ですが、気になる点等ありましたら、順次お願いいたします。よろしいですか。

**○伊藤委員** いろいろあるのでよく中身が飲み込めないというか、理解できていないところがあると思うんですが、一番最初のところからちょっと自分も気になったのは、樋口議員が、インクルーシブ教育という視点で、そもそも大きな視点で現場自体がインクルーシブでないといけないという、この主張だと思うんですけども、この辺りも、どんなふうな背景というのですか、お考えでこう聞かれているのかというのがちょっと気になって、ここには当然書き切れないと思いますのであれですけど、何かそういう質問の視点というものが、もう少し説明などであって分かっているようでしたら教えていただけたらなと思ったのが1つです。

それと、ここでもいろいろ話題になっていることも結構ありましたので、33分の17ページで給食のことをいろいろ聞かれているんですけども、非常食という言葉が出てきています。今後、中学校とかそんなところも含めて非常食を常備して対応していくということなんですが、具体的にはどんなふうな対応をされたり、今後されていく予定であるのかというのを聞かせていただけたらなというのが1つです。

教員不足は答えられているのでいいと思うんですけど。

あと、33分の20のところ、豊田議員が学校物品販売のことを話題にされていますけれども、説明会が以前にオンラインでされたりもしているという中で、物品販売をどんなふうにしてきたのかなというのは、この辺りの経緯であったり、今の状況を教えていただけたらということになります。

それと、33分の30ページに学校適正規模の関係で、豊田議員が、公立幼稚園のことを1つ、基準のつくり方で、違うではないかということをおっしゃっていますが、こども園化は今後どんどん進めていくということもあると思うんですが、この辺りは、幼稚園だけではなくて、こども園と小学校との考え方の整合という点では、教育委員会と何らかの検討であったり、そういう方向性みたいなものは、今どんなふうな話合いがされているのか、それとも、これは特にもうそれぞれがやっているのかというような、その辺りも少し分かりましたら教えていただけたら。

そして、今副教育長から話がありました小学校の水飲み場。水については、これは当然、以前から話して、飲むことについては何ら問題ないというか、そういう形で進められていると思うんですけども、水飲み場そのもののPRということだったり、直圧で給水されているところというのは、現実にもうある学校も自分は知っているし、あるんですけども、やはりPRということでは駄目で、今後こういうことも進めていきたいという思いはあるのかどうかというのも、これは教育委員会の考えではないのであれなんですけれども、情報としてその辺り、方向性として考えられていることで分かるところがありましたら教えていただきたい。

以上です。

○廣瀬教育長 まず、伊藤委員の確認から。

○稲毛教育支援課長 教育支援課の稲毛でございます。ありがとうございます。

樋口議員からいただきましたインクルーシブ教育の大きな視点というところでございますけれども、制度として、特別支援学校、特別支援学級、それから、通級、サポートルーム等、子どもたちの特性に合わせた学びの場と支援というのを充実してきています。樋口議員は、その部分は理解できるものの、そういった線引きをするのではなく、もっと大きな視点で通常の学級の中でみんなが学べるような、段差のない教育の視点で何か施策の展開はないのかと、そんな意図を持って御質問をいただきました。

我々としても、それぞれのお子さんの特性に合わせた支援をしつつ、例えば、交流学习であるとか、そういったところで共に学んでいく、そんな機会は提供しているというあた



りで市長から御答弁いただいております。

以上です。

○稲垣学校教育課長 給食センター実施に伴う給食が提供できない場合に備えての非常食を常備するとの対応、非常食救給カレーについて、中学校分も購入しまして常備をしていくというふうに対応していくつもりです。

○廣瀬教育長 物品販売、お願いします。

○稲垣学校教育課長 物品販売については、主に平日行われている入学説明会の折に実施している学校がほとんどでございます。

入学説明会のときに実際に買いに来ていただいて、そこで購入をしていただく学校、あるいは事前に採寸等をしていただいている、当日はその出来上がったものを持って帰っていただく、支払っていただいて引換えをしていただくという学校。もう一方で、ある物品については業者に直接行っていただいて購入をしていただく。一部、業者購入、業者に行き購入する、一部、学校の説明会の折に販売をするという手だてを取っていただいているところもあります。

これはコロナの時期を経て、様々な形に変化をしてきているというふうなことはあるものの、その多くは先ほど申し上げた3つの方法で取られているのが現状でございます。

○廣瀬教育長 回答だけ。適正化。幼稚園との整合。

○杉本教育総務課長 教育総務課です。

このときの豊田議員からは、公立幼稚園のこども園化を進めていくときの考え方が、人数の基準をつくって幼稚園は進めている。一方で、このときの報告の際には、私どもは、今後は数の議論だけではなくということをご説明いたしましたので、その部分を不整合というような表現をされて、このときの御発言になったかと考えております。

今、保育幼稚園課と教育委員会で具体的な話合いということには行っておりませんが、情報共有は常に行いながらということで進めさせていただいております。

以上でございます。

○廣瀬教育長 水道は誰が行くんですか。

○内田教育施設課長 教育施設課でございます。

学校での水道の直圧というところで、伊藤委員が言っていただいたとおり、直圧で行っているのは体育館とか給食室、こちらについては直圧で行っております。こちらにも書かせていただきましたけれど、校舎については、やっぱり今の方針としては、受水槽で一度

水をためて、そのままポンプで圧送するタイプが最近では主流なんですけど、どうしても昔はポンプがなかなか性能的にも悪かったというところで、昔は高架水槽と受水槽がセットになっておって、一回高架水槽に上げて、自然に落ちていくというところが主流でしたけど、今は受水槽からポンプ圧送というのが今のメインでございます。

こちらにも書かせていただきましたけれども、学校というのは、休み時間に児童生徒が一斉に水を使うというところで、水圧が低下したり、上下水道局は、3階から4階は直圧で送れると言っているんですけど、やっぱり利用状況が学校は独特ですので、その辺のおそれ等が、やっぱり、一度に使うことによって周辺への濁水とかというのが起こるおそれというところを踏まえて、学校は受水槽で一回水をためるというやり方しております。

また、例えば、近くで水が破裂して断水したときも、やっぱり受水槽に水があることによって、一定時間、すぐに影響を受けることなく、トイレとかその辺が利用できるというところと、あと、小学校というのは指定避難所になっておりますので、そういったことを含めて体育館を直圧化してあるんですけども、緊急時に受水槽にたまった水を生活用水に利用できたりすることも踏まえて、そういった考えで受水槽は一回設けてという方針でやっております。

上下水道局の話は、今副教育長が言いましたけれども、今回の水飲み場は設けていかないということで聞いております。

以上でございます。

○廣瀬教育長 関連して、よろしかったでしょうか。

○伊藤委員 これ、学校教育課長に説明していただいた、オンラインで入学説明会をしたときは、物品販売はどんなふうにしておったんですか。

○稲垣学校教育課長 物品販売だけ、土日に業者に場所を提供して、そこに買いに行くというところもありますし、直接業者に買いに行くということをやってもらっていたところもあります。

○鈴木委員 先ほどの物品販売なんですけど、やっぱり、保護者さんの中には、どうしても子どもたちに試着とか、体育館シューズとかいうのは、ちゃんと履いてからじゃないと、また買いに行かなあかんということもあるので、コロナ禍でそういうのができなかったというのもあると思うんですけど、できれば説明会のときに来てもらって、子どもたちが履いてちょっと試すこともできるようなこともこれから考えていただけるとありがたいかなというのは思います。やっぱり皆さん時間がない中で、物品を返却して、また購

入してということも、1回で済めるように、これは願いですけれども、考えていただければなと思います。お願いいたします。

○廣瀬教育長 その辺り、利便性をどこで図るかというのがそれぞれ違ったりするところで、よりよい方向を探っていくしかないのかなど。要は、説明会で一遍に物品販売をすると、待ち時間が長いというところで、忙しい中大変やという思いもあったり、今のように、事前に採寸をしてきちんとしたものを買いたいという、確認しながら購入されたいということで、様々な意見がある中で、何がいいのか探っていかなければならないというところ。そもそも、指定品はどこまで指定するのかというところから考え直す必要はあるのかなというのは、教育監からも答弁させていただいたところなんですけれども。

ほか、よろしいですか。

一旦、この項を終わります。

それでは、次の非公開の案件のところ、本市におけるいじめ案件についてに入る前に、出席者の入替えや資料の配付もありますので、10分ほど休憩を取らせていただいた後、進めていきたいと思っております。